

入札・契約関係書類における押印の取り扱いについて

行政手続きにおける押印の見直しにより一部の様式について押印を廃止しました。なお、入札書及び契約書についてはこれまでどおり押印は必要となります。

押印しないことを強制とするものではありませんので、押印されていても従来どおり受付します。

入札契約関係（主なもの一部）

様式名	押印
事後審査方式（条件付）一般競争入札参加申請書（工事用）	廃止
事後審査方式（条件付）一般競争入札参加申請書（業務委託用）	廃止
（条件付）一般競争入札参加資格申請書	廃止
入札書	継続
入札辞退届	廃止
入札書封印	廃止
見積書	廃止
見積辞退届	廃止
契約書（変更契約書含む）	継続
技術職員名簿	廃止
技術職員名簿変更届	廃止
実務経験経歴書	廃止

上記表に記載のない様式については必要に応じて通知していきます。

「技術職員名簿」「技術職員名簿変更届」「実務経験経歴書」については、共同受付における押印の見直しに伴い不要となりました。